

昭和 54 年 10 月 1 日

毎月 1 回 10 日 発行

令和元年 8 月 10 日

第 3 種郵便物認可

名古屋手をつなぐ

No.519 (8 月号)

頒価 一部 100 円

名古屋

名古屋

〒456-0031

名古屋市熱田区神宮四丁目 4 番 5 号

☎ 052(671)6211 (代)

FAX 052(671)6214

社会福祉法人

名古屋手をつなぐ育成会 印刷・発行

発行責任者 理事長 山崎 梅治

ホームページ URL <http://www.nagoyaikuseikai.or.jp>



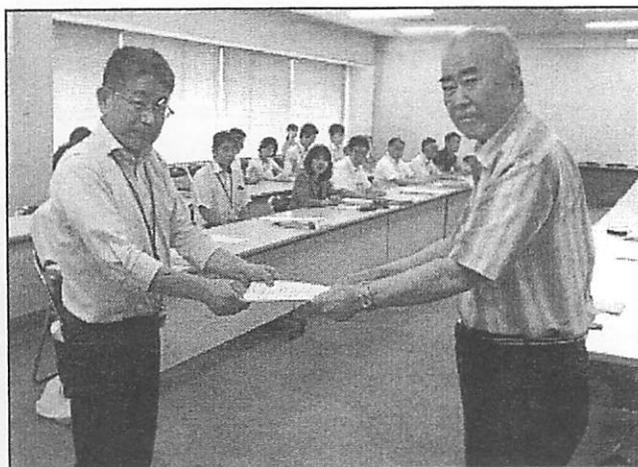
「レインボーカタツムリ」

令和元年度 市長要望を実施しました

共に生きる社会をめざして 障害のある人の権利擁護の推進を！！

8月5日(月)、名古屋市役所西庁舎に於いて令和元年度名古屋手をつなぐ育成会の市長要望を実施致しました。

育成会から山崎梅治理事長、副理事長、常務理事、理事4名、評議員5名が出席しました。名古屋市健康福祉局から障害福祉部長 戸松正隆様、障害企画課長様、障害支援課長様はじめ11名と子ども青少年局1名、教育委員会1名の方々にご出席いただきました。



今年度も大会決議に沿った要望、会員からのニーズを盛り込んだ要望書を作成し、項目ごとに当会担当者が知的障害者の生活・福祉サービスに係る実態を述べさせて頂くことで、施策に反映出来るよう努めました。尚、要望事項については書面で回答をお願いしました。

【令和元年度市長要望全文】

私たちは障害のある人もない人もお互いに尊重しあい共に生きる地域社会の実現を心から願い活動を進めてきました。障害者基本法を始め多くの障害者関係法令が整備されてきましたが、現実には、社会の高齢化など、知的障害のある方にも切実な問題となっています。

障害のある方がすべてのライフステージでかけがえのない個人として尊重され、その人らしく生きていける社会の構築は大きな課題です。名古屋市においては、今年度第4次障害者基本計画及び、念願の「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」が施行されました。障害のある人の尊厳が尊重され、地域の中で必要な支援を受けながら、自立した生活ができる共に生きる社会の実現を願い、以下を要望いたします。尚、書面でもご回答ください。

I 権利擁護の推進、「共生社会」の実現への体制整備推進

1 国への要望(名古屋市より、国へお伝えいただきたいこと)

- (1) 療育手帳（愛護手帳）は、障害者基本法または、知的障害者福祉法に位置づけられた全国共通なものとしてください。
- (2) 障害者基礎年金の対象を、軽度障害者非課税世帯の知的障害者まで拡大を図ってください。
- (3) 成年後見制度の利用の促進に関する法律のもと、財産管理のみならず意思決定支援・身上保護を重視した後見人等を含めたチーム後見による本人中心の権利擁護の仕組みを実現してください。そのためには、後見を担う人材の育成、法人後見を進める法人の支援を検討してください。
- (4) 障害者虐待防止法による虐待防止・支援体制を推進し、特に学校・病院を虐待の定義に入れるよう法改正をしてください。法改正前にあっては、運用で「通報義務」を課すようにしてください。

2 名古屋市への要望

- (1) 「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」の推進に取り組んでください。
 - ① 障害者差別解消法および平成31年4月1日施行の名古屋市差別解消推進条例に基づき、安全性・利便性をすべての人に配慮し、名古屋城木造復元天守閣は、エレベーターを含めた再考案の下、誰もが上れる天守閣にしてください。
 - ② 名古屋市差別解消推進条例の施行にあたり、9月にガイドラインが配布される予定と伺っていますが、全ての市民に対して啓発・周知を図り、わかりやすく推進してください。
 - ③ 社会のあらゆる場面において障害特性に対応した情報の提供ときめ細かい配慮をしてください。特に、公的文書・掲示・案内等のわかりやすい化を進めてください。
- (2) 市民の知的障害者理解の啓発をさらに推進してください。
 - ① 市民への知的障害理解の啓発として「知的障害者疑似体験」を取り入れたり、知的障害児・者と交流する場を設け、実践的な理解啓発に取り組んでください。
- (3) 行政職員の知的障害者理解啓発をさらに推進してください。
 - ① 行政職員への知的障害者理解啓発として「知的障害者と実際に接する体験」や「知的障害者疑似体験」など、実践的な研修に取り組んでください。
 - ② 行政窓口での対応が人によって変わることはないよう障害のある人にもわかりやすい対応をしてください。また、各部局や区から出る文書・案内等を、わかりやすい文面にしてください。
- (4) 成年後見制度の利用においては利用者本人がメリットを実感できる制度の運用・改善を図ってください。
 - ① 1-(3)に関連し、現在策定中の成年後見制度利用促進計画においては、財産管理のみならず意思決定支援、身上保護を重視し、意思疎通・意思決定にかかわる後見人等を含めたチーム後見の名古屋市版モデルを作り、利用者本人がメリットを実感できているかどうかを本人に確認する仕組みも組み込んで図式化して、本人にわかるように示してください。
 - ② 障害のある人の意思疎通・意思決定支援にかかわる後見人等を含めたチーム作りにおいては、どんなに障害の重い人に対しても、本人の特性を知り、本人の意思をくみとり、本人の思いに寄り添うことのできる人材の育成を図ってください。
 - ③ 知的に障害のある人の後見等は、その期間の長さや意思を表明することの困難さから、利

益相反のない第三者の法人による後見等が必要です。国は、継続性・多様性・専門性といった特徴を活かした、法人による後見活動である「法人後見」の推進のための取り組みを推進しています。名古屋市においては、名古屋市成年後見あんしんセンターの「成年後見制度法人後見支援事業」の更なる拡大と推進に努めるとともに、必要な人が安心して成年後見制度を利用できるように、成年後見制度利用支援事業（申立費用・報酬助成）の要件について広く周知してください。

II 障害児の療育・保育と教育の推進・充実

以下の事項を、今年度作成中の「こども発達支援推進指針」に盛り込むよう、是非ご検討ください。

1 早期のうちに障害に気づき、療育など適切な支援につながる体制を整備、推進してください。

(1) 療育センターの初診や療育等の待機が、6～10か月待ちの現状がありますので、以下の項目について改善してください。

- ① 待機期間削減のための目標とする期間、削減のための対策をあげてください。
- ② 名古屋市への転入者の診断・相談も待機期間があります。転入者に名古屋市の障害児の子育て情報が、正しく届く仕組みを作ってください。
- ③ 愛護手帳の再判定や再診等の待機期間も総じて長期化していますので、改善してください。

(2) 身近な地域で待機の無い療育支援・個別療育が受けることができるようにしてください。

- ① 障害児通所支援事業、いこいの家支援事業の充実を図ってください。特に、いこいの家事業については適正運営が可能な補助金の増額を図ってください。
- ② 療育を求める軽度障害の子どもたちが十分な支援を受けることができるようにしてください。

(3) 障害児を育てる保護者の心のケアを考慮してください。いつでも相談でき、子育てを支援する仕組みを作り、その情報をわかりやすく提供してください。

- ① 保護者が気軽に相談できるよう、身近な地域で相談できる機関や機会を増やしてください。
- ② 障害児相談支援事業所が、親の一般相談にものれるようにしてください。
- ③ 障害のある幼児・児童を持った保護者が、福祉や子育てについて学ぶ機会を作り、子どもの成長のために適切に支援サービスを利用するよう啓発してください。

2 インクルーシブな育ちと学びの場を整備してください。

(1) 障害のある子どもの就園・就学時にあたっては、本人・保護者に対して、身近な地域の機関で、十分な情報提供と相談の機会を提供してください。

(2) 身近な地域で、インクルーシブな保育・幼児教育が、待機なく受けることができるよう体制を整備してください。特に、育休明けの3歳児の保育園の就園が厳しい状態です。

(3) 幼稚園、小・中・高等学校に在籍する障害のある幼児・児童・生徒に、年間を通して介助・支援が必要な場合、派遣される学校生活介助アシスタントの配置の基準を示してください。知的障害児に対し、生活介助アシスタントの配置の拡充を図ってください。特に、特別支援学級在籍児の交流授業などでの利用を可能にしてください。

(4) 「総合学習」に知的障害者理解のための「知的障害者擬似体験」を取り入れるなど、インクルーシブ教育の一環として、幼児学齢期の一般の子どもたちへの全ての障害理解の啓発を教育カリキュラムに具体的に入れてください。子どもたちが、知的障害がある人や子ど

もとふれあう機会を増やしてください。

3 すべての教職員に知的障害理解を推進してください。

- (1) 教職員の採用の際、知的障害児・者、発達障害児・者を理解するため、特別支援学級や特別支援学校の現場実習を実施してください。
- (2) 教職員の現任研修として、国連障害者権利条約・障害者差別解消法・障害者虐待防止法を踏まえ、合理的配慮の提供を取り上げてください。

4 特別支援教育に携わる教職員の専門性を向上してください。

- (1) 特別支援学級担任における特別支援学校教諭等免許状の所持率をさらに向上してください。免許状の所持がない場合には、事前に現場研修をする等障害児に関する知識や対応の方法を講じてください。
- (2) 障害のある子どもたちを支える福祉制度やサービス、将来の進路について、および強度行動障害の子どもや医療的ケアの必要な子どもへの支援スキルを学ぶ研修の機会を設けてください。

5 教育・福祉・医療等との連携を密にしてください。

国では、家庭、学校、教育の連携に基づくトライアングルプロジェクトのモデル事業をもとに、今年度から連携事業が始まりました。是非、名古屋市においても連携の体制づくりをしてください。

- (1) 障害のある子どもが、切れ目のない支援を受けることができるよう、福祉や医療、労働などとの連携を図ってください。
- (2) 地域の障害者自立支援連絡協議会へ、教育関係者の参画を推進してください。

6 すべての障害のある児童生徒に個別の教育支援計画を作成し、将来を見据えて働く力を培い、自立に向けた支援をしてください。

- (1) 通常学級に在籍する障害のある児童生徒に対しても個別の教育支援計画を作成してください。
- (2) 個別の教育支援計画の作成にあたって、本人・保護者と十分話し合い、福祉や医療などとも連携を図ってください。また、保護者と計画を共有してください。

Ⅲ すべてのライフステージを通じて地域での安心安全な普通の暮らし

実現のために、当事者主体の総合的な支援整備の推進

1 安心して地域で暮らせるように身近な地域での生活支援施策を整備・充実してください。

- (1) 高齢になった親と暮らす障害のある人や、高齢になった障害のある人への支援体制を確立してください。
 - ① 高齢になった障害のある人に対し、支援対応加算（仮称）等の整備推進を図ってください。
 - ② 高齢になった親のことを相談したり、親亡き後の自分の暮らしの不安を相談できる体制を、障害のある人にわかるように本人を中心に置いたエコマップの図で具体的な名称を入れて示してください。
 - ③ 高齢の親や家族が障害のある人を支援している困難状況を市として把握し、どのようなセーフティネットが機能しているのかを図で具体的な名称で示してください。
 - ④ 介護と医療との連携を図り、訪問診療・訪問看護等の医療的ケア計画、特にてんかんや糖尿病対策を盛り込んだサービス利用計画を作成できるように施策を整備してください。
- (2) 重度の障害のある人がショートステイや重度訪問介護を使いにくい現状がありますが、重度の方の暮らしの支援を家族だけで担うことは限界があります。サービスの利用を希望する方が、サービスを使えていない状況を把握し、家族がいてもいなくても、重度の障害のある方

の自立した暮らしが保障されるように、相談支援及び生活支援体制の充実を図り、サービス利用ができるようにしてください。

(3) 緊急ショートを含む地域生活支援拠点の実質的な運用と、面的整備を充実してください。

- ① 第5期市障害福祉計画の中で、平成32年度末までに市内8か所整備する目標値が掲げられていますが、今年度末までに整備される地域生活支援拠点(面的整備を含む)の利用方法を、具体的な事業所名を入れたフローチャートとエコマップで誰にでもわかるように示し、地域に住む障害のある人と家族が困った時に、安心して利用できるようにしてください。
- ② 緊急ショートのサービス利用時に家族が送迎することができない場合があり、事業所の送迎を可能にするために名古屋市独自の送迎加算をつけてください。

(4) 地域生活の維持や社会参加の促進を支えるのに必要な人材確保の施策を更に進めてください。

- ① 地域生活の維持や社会参加の促進を支えるのに必要な、移動支援・行動援護・重度訪問介護の各事業が、人材不足のためにさらに利用できない状況になっています。利用者ニーズに対応できる人材を確保するため、名古屋市自立支援連絡会及び16区の自立支援連絡協議会などで「移動支援事業従業者養成研修」が実施できるようにしてください。
- ② 名古屋市で開催する名古屋市移動支援事業従業者養成研修の開催案内をホームページだけでなく、広報なごやに掲載してください。また、募集チラシを区役所においてください。

(5) 利用者ニーズに対応できるようにグループホームの整備拡充を図ってください。

- ① 公営住宅を新設・建て替えをするにあたっては、障害者や高齢者および生活困窮の世帯などが安心して暮らし続けることができる地域の福祉拠点として再整備してください。
- ② 障害のある人の地域生活には豊かな人材が必要です。新築グループホームへの予算の拡充と共に、夜間の人材を確保できるような更なる運営費の助成をお願いします。

(6) 自立生活支援の観点から、障害のある単身生活者に対し経済的かつ人的支援をお願いします。

- ① 市民税非課税世帯の障害のある単身生活者に対し、国グループホーム家賃補助並みに、名古屋市独自の家賃補助制度の実現を図ってください。
- ② 地域で単身で暮らす障害のある人が、行政や事業所が長期の休みにある時や緊急時または災害時に相談できる体制を居住する地域ごとに本人にわかりやすいように示してください。

(7) 障害者の多様な生涯学習活動を支援する取り組み・体制の整備を充実し、障害者スポーツ・文化芸術活動・生涯教育を推進してください。

- ① 多様な主体による既存の障害者の生涯学習の実態を把握し、障害者の多様な生涯学習活動を支援する体制を整備してください。
- ② 障害者スポーツの拠点となるスポーツセンターなどが不足しています。既存のスポーツセンターなど、地域のスポーツ施設を障害者に利用しやすくしてください。
- ③ 当事者の意見を聞きながら、学習プログラムの充実を図り、わかりやすく周知してください。
- ④ 障害者青年学級の該当年齢制限を撤廃し、障害者の生涯学習に位置づけてください。

2 就労支援及び所得保障を推進・充実してください。

(1) 名古屋市の知的障害者雇用を推進してください。

- ① 名古屋市の知的障害者の雇用状況をお示しください。
- ② 教育委員会が法定雇用率を達成できていません。教育委員会でも是非達成してください。
- ③ 名古屋市の障害者雇用において知的障害者の雇用を創出し、名古屋市の正規雇用の拡大を

してください。

- ④ 現状の嘱託職員の雇用拡大をさらに図ってください。
- ⑤ 雇用機会を増やすために、市の事業を外部に委託したり、指定管理者を選定する際に、可能な業務であれば障害者雇用を条件としてください。

(2) 障害者就労支援体制の推進、就労定着支援の整備拡充を図ってください。

- ① 障害福祉サービスを経ずに就労する人たちの就労定着支援も手厚く提供してください。就労定着支援の提供について、わかりやすいように情報を提供してください。
- ② 就労した障害者が、就労に関する悩みや困った時に相談できる窓口を、障害者にもわかりやすく広報・啓発してください。

(3) 福祉的就労の充実・支援を図ってください。

福祉製品の販売は、障害者の働く意欲や工賃の向上につながります。引き続き、区役所での製品販売をご支援ください。広報なごやなどでも取り上げてください。

(4) 名古屋市障害者医療費助成を愛護手帳4度（Q51～75）の軽度障害者の市民税非課税世帯にまで拡大し医療費助成の充実を図ってください。怪我、疾病により労働時間が短くなることで収入が減り、医療費が生活を圧迫している現状があります。

3 相談支援体制の推進・充実

- (1) 障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、個別のニーズに対応できる相談支援、障害児相談支援の整備・拡充、及び人材育成を継続して推進してください。
- (2) 地域共生社会においての各区障害者基幹相談支援センターの役割を明確にし、地域生活拠点との連携と地域での役割を本人にもわかりやすく図で示してください。
- (3) 名古屋市自立支援連絡会及び16区自立支援連絡協議会すべてに会長を置いてください。自立支援連絡協議会の構成員に障害者団体の代表を加え、障害当事者の声を聴く体制を整え、地域課題を明確にし、障害のある人を中心にした地域で支える本人主体のネットワークの構築を推進してください。

4 防災対策を推進・充実してください。

- (1) 名古屋市防災会議に三障害の当事者団体を構成員として参加させてください。
- (2) 「助け合いの仕組みづくり」を早急に整備推進して下さい。
 - ① 「助け合いの仕組みづくり」の16区の進捗状況を示してください。
 - ② 要配慮者本人に対して、助け合いの仕組みづくりの大切さ、自ら声を上げていくことの大切さをわかりやすく啓発してください。名古屋市障害者基本計画(第4次)にもありますが、具体的方策を示してください。
 - ③ 名古屋市障害者基本計画(第4次)にある「地域における要配慮者の安否確認や避難支援などの取り組みの推進を支援する」ことについて、具体的な方策を示してください。
- (3) 要配慮者参加の地域防災訓練及び地域の取り組みを推進してください。

現在実施されている要配慮者参加の地域防災訓練及び避難誘導、指定避難所での支援などに関する訓練を推進してください。

権利擁護委員会・研修委員会・学習事業部・合同研修

みんなで学びましょう！！

名古屋市の障害福祉

名古屋市障害者基本計画(第4次)

第5期名古屋市障害福祉計画・第1期名古屋市障害児福祉計画

と き・令和元年10月29日(火) 10:00~12:00

ところ・名古屋手をつなぐ育成会福祉会館3階ホール

講 師・ 名古屋市健康福祉局障害福祉部

障害企画課 課長 服部具宏氏

障害者基本法に基づいた、名古屋市における障害者施策の基となる名古屋市障害者基本計画(第4次)が、平成31年4月1日、施行されました。前年には、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について定めた第5期名古屋市障害福祉計画・第1期名古屋市障害児福祉計画が施行されております。

上記をふまえ、名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課 課長服部具宏氏をお招きし、これらの計画を通して、これからの名古屋市の障害福祉の展望をお聞きしたいと存じます。

尚、これらの計画の策定には、育成会からの委員が参画しています。私たちの意見が反映されているか否か、進捗状況をお聞きし、今後の活動に活かしていきたいと思っております。

併せて、9月には障害者差別解消推進条例のガイドラインが発行されますので、そのお話もお聞きしたいと考えております。

皆様、お誘いあわせの上、ご参加ください。

知的・発達障害者 擬似体験

～知ってほしいなあ!
わたしたちのこと～

令和元年度全国手をつなぐ育成会連合会
地域育成会活性化のための研修等助成事業

障害のある人もない人も
差別なく共に暮らせる社会づくりを
めざし、育成会会員・保護者・支援者が
知的障害者擬似体験のワークショップの手法
を学び、地域の方々への知的障害への
理解・啓発と一緒に取組む活動
へとつなげていくことを目的として開催
します。会員さん以外でも、地域の方、行政
の方、福祉関係の方、学校関係の方、ど
なたでもご参加いただけます。ぜひご参
加ください。よろしくお祈りします。

日時：令和元年10月24日(木)
10:00～12:00
場所：名古屋市総合社会福祉会館
7階研修室
名古屋市北区清水4丁目17-1
※公共交通機関でお越しください
講師：花笠ほ一ぶ隊
参加費：会員 無料 会員外 300円
申込先：宮原あけみ
FAX 052-915-9770
定員：80名
申込締切：9月27日(金)
お問い合わせ：090-1563-9230(宮原)



主催：北区手をつなぐ育成会・中区手をつなぐ育成会
西区手をつなぐ育成会・東区手をつなぐ育成会

花笠ほ一ぶ隊が
やってくる!

私たち花笠ほ一ぶ隊の願いは、知的障害や発達障害に理解のある人たちが地域にたくさん増えてくれることです。メンバーは、山形県手をつなぐ育成会の会員を中心に、相談支援事業所職員・特別支援学校教員・社会福祉協議会職員・消防署職員・市役所職員・一般市民・山形美人などで構成されています。知的障害や発達障害のある人たちの個性豊かな行動や感覚を、楽しくてわかりやすい「擬似体験」を通して知っていただき、彼らのよきサポーター(理解者)となってもらえるような出前講座を、県内外精力的に行っています。

参加申込書

所属支部名 又は所属団体名		
ご連絡先	TEL	FAX
お名前		

第43回 みんなで手をつなごう 19 愛のフェスティバル

とき：令和元年 10月6日（日）10:00～14:00

ところ：名古屋手をつなぐ育成会福祉会館・ひろば

プログラム

10:00

かいかいしきてん

開会式典

しゅさいしゅ
主催者あいさつ

らいひんしょうかい
来賓紹介

もぎてんとうかいてん
バザー・模擬店等開店

10:20

オープニング ベリーダンス

きむら あぎ
木村 亜樹さん

10:55

バルーンイリュージョン

いしくろ ひろゆき
石黒 博幸さん

11:30

みんなで歌おう（催事担当）

12:00

※12:30よりカラオケ大会受付

13:00

カラオケ大会

14:00

へいかい
閉会のあいさつ

しゅ さい しゃかいふくしほうじん なごやて いくせいかい
主 催：社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会

第43回 '19愛のフェスティバル作品展 作品募集

第43回 '19愛のフェスティバルのときに飾る、作品を募集します。
 たくさんの方からの作品をおまちしています。

- ★ 応募期間 平成29年9月3日（火）～9月19日（木）
- ★ 提出先 名古屋手をつなぐ育成会
 福祉会館事務局



★ お願

- ① 作品は壁に飾れる、平らな作品にしてください。
 1人1点にしてください。題（テーマ）や使う道具は自由です。
 大きさは八ツ切画用紙がよいです。（縦、横どちら向きでもよいです）
- ② 下の応募用紙に記入して、作品の裏にはり付けてください。

★ その他

- ① 作品は、10月6日（日）愛のフェスティバル会場にて飾ります。
- ② 作品は、10月16日（木）よりあとに、各支部からおかえしします。
- ③ 作品を出された方全員に、記念品を差し上げます。
 また、フェスティバルのときにステージで表彰式を行う予定です。
 参加希望の方は、応募用紙にご記入ください。



き り と り

第43回 2019年 愛のフェスティバル作品展応募用紙

氏名		年齢	
		学年	
所属 支部名		電話 番号	
作品受付日	平成	年	月 日

※提出作品の裏面に貼り付けてください。

募集

2019年10月開講

共に生きる社会をめざして

社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会 ガイドヘルパー養成講座

〈知的障害者・移動支援事業従業者養成研修課程〉

私たちは地域で「共に生きる社会」をめざしています。

知的な障害のある方々が安心して外出できるよう支援するガイドヘルパーの資格をとり支援していただけますか。

3日間の講義・演習・実習で **ガイドヘルパーの資格取得** ができます。

〔主催〕 社会福祉法人 名古屋手をつなぐ育成会

〔日程〕 2019年10月23日(水) 9:30~16:30
10月24日(木) 9:00~16:45
10月25日(金) 9:00~15:30

〔研修会場(講義・演習・実習先)〕

社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会福祉会館 3階多目的ホール
(名古屋市熱田区神宮四丁目4番5号)

当法人経営事業所で移動介助実習

〔募集定員〕 12名 * 申込みが定員に満たない場合、開講中止となる場合があります。

〔受講資格〕 * 講座終了後に当事業所において活動していただける方
* 18歳~70歳の健康な方
* 3日間すべての講座に出席できる方

〔受講料〕 7,000円(演習費・テキスト代)
* 初日に徴収いたします。

〔申し込み方法〕 * 申込用紙にご記入の上、FAX又は郵送で下記までお申し込み下さい。
定員になり次第締め切らせていただきます。

* 受講決定はFAX等でお知らせします。

〔申し込み期間〕

2019年9月2日(月)~10月11日(金)まで

〔申し込み・問い合わせ先〕

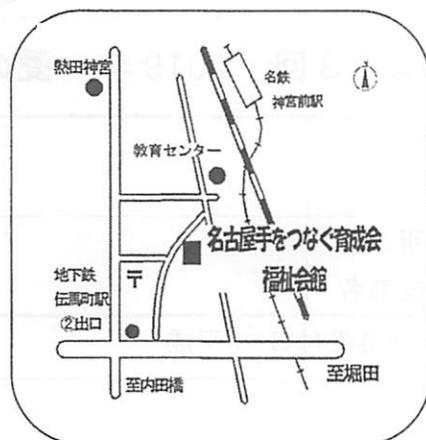
社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会

ガイドヘルプサービスステーション育成会

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮四丁目4番5号

TEL (052) 671-6234

FAX (052) 671-6214



会員研修報告

「これって差別？」

～名古屋市障害者差別相談センターで受けた相談事例より～

講師：名古屋市障害者差別相談センター 主事 伊藤 典子 氏

7月9日(火)名古屋市障害者差別相談センターから伊藤典子氏、板橋優子氏をお招きして会員研修を行い64名の参加がありました。わかりやすくゆっくりとした口調でお話しいただき、充実した研修会を行うことができました。

内 容

1. 障害者差別解消法と法律の背景

障害の考え方は医学モデルから社会モデルに変わり、権利条約にも反映されている。障害は「心身の機能不全」という医学モデルから障害は社会にあるという社会モデルという考え方になった。障壁は社会にあり生活しにくくしているバリアのことで、そのバリアを取り社会を変えていく。

※バリアとは事物(社会的障壁)、制度(資格が取れない)、慣行(昔から続く慣習)、観念(偏見、蔑視)

○障害者差別解消法のポイント

- ①不当な差別的取り扱いの禁止：正当な理由もなくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけることを禁止する。正当な理由とは、拒否するなどの取り扱いが客観的に見て正当でやむを得ない場合。
- ②合理的配慮の提供：手助けや心配りをしてほしいと言われた場合、負担になりすぎない範囲で社会的障壁をなくするために必要な合理的配慮をすることが求められる。

2. 名古屋市障害者差別相談センターの業務と寄せられた相談事例

名古屋市障害者差別相談センターは、平成28年4月の差別解消法施行を受けて新しく相談窓口として同年8月1日に開設された。

○主な業務

- ① 差別に関する相談の対応や調査、調整。
- ② 広報啓発、差別解消法について広く知ってもらう。

○相談の流れ

センターでは相談を受けたらまずは丁寧に傾聴し、本人が感じた怒りや悔しさを受けとめて、障害当事者の気持ちに寄り添うことを心掛けている。相手方に連絡して状況の確認

を行う。双方の言い分を聞いて落としどころを探る。障害当事者の方と相手方の話し合いで解決方法を探る。

○差別の相談事例(一部)

- ①レジャー施設で知的障害のある方がアトラクションに乗ろうとした時、スタッフから自分で名前を言うことができないので親の付き添いを求められたという相談。障害を理由に一律に付き添い者の同行を求めるというルールの変更について施設と話し合ったところルールの変更について専門家の助言を踏まえて検討することになった。障害についての理解、障害者差別の対応を考えた事案。
- ②知的障害のある成人の息子さんが、一人で近くの小学校の子どもを30分ぐらい見ていたという理由で警察に通報され、今後しばらくバス停まで親が付き添うようにと言われた。センターとしては、障害者に限らず子どもを見ていれば誰でも通報される可能性があり、障害を理由にした差別とは判断しにくいのでセンターで対応



するということが残念ながら難しい。地域の民生委員、交番、知的障害者相談員に相談するなどを提案したが、何年も練習してせつかく一人でバスに乗れるようになったのに、この件があつてからすっかり怯えるようになってしまったやりきれない事案。

3. 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例

名古屋市が平成31年4月1日施行した条例で、この条例は障害者差別解消法が基本になっている。

○特徴的な部分

- ① 障害者基本法、差別解消法に載っていない難病を明記してある。
- ② 不当な差別的取扱いを分野ごと（福祉サービス、医療、教育、雇用、商品サービス、不動産、施設、交通、スポーツ文化）に細かく分けて取り扱いの禁止を定めている。
- ③ 合理的配慮の提供については、事業者は努力義務である。名古屋市は名古屋市障害者差別解消調整委員会を作った。差別相談センターで解決できなかった場合は、障害のある人や家族の申し立てによって名古屋市が再調査を行い、相手方の事業者へ助言、斡旋を行う。それでも応じない事業者に対しては市長による勧告が出される。それでも応じない場合、悪質事業者として公表され、新聞に掲載される。

質疑応答

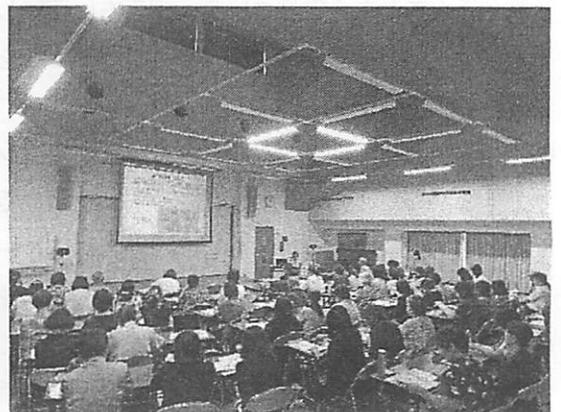
- Q. 公共交通機関で携帯電話を忘れたため、愛護手帳を持たせ本人とヘルパーさんが取りに行くと言われたが親も付き添うように言われた。これって差別では？
- A. 知的障害だから親も付き添うようにと言われたということは健常者ではない条件をつけたということで不当な取扱いの可能性が高いと思われる。
- Q. グループホームから一人暮らしをするために不動産屋さんに愛護手帳、精神保健福祉手帳を持っていることを告げると断られる。障害者差別相談センターに相談すれば解決するか。
- A. 管理会社が入っていれば管理会社に働きかけて、そこから大家さんに働きかけ話し合いをする。相手方の事業者さんが話し合いの場に出てみえないとしかたがない。全国的にも不動産屋、大家さんが拒否することがいくつかあつて根深い問題だと捉えている。

4. まとめ

障害者だから仕方がない、障害者だから優遇しなければならないということではなく、同じ社会の中で平等に生活できるよう全ての皆さんと一緒に協力して作っていききたい。そんな社会を目指していききたい。ヘルプマークは、援助が必要な方のためのものだが、外見からは分からなくても援助の必要な方がいる。このマークを見かけたら困っているようであれば声をかける、困ってなければそっと見守ることをお願いしたい。

〈 名古屋市障害者差別相談センターから 〉

障害による差別や拒否があつても親の立場は弱く不条理な思いを抱えつつも子どもを想って我慢するしかなかったといった皆さんの実体験によるご意見を伺うことができました。センターとしても、知的障害のある方からの相談が少ないのは、困っていないからではないということを肝に銘じて、今後も社会から障害者差別がなくなるよう啓発活動に努めていきたく強く感じました。



第12回 ふれあいアート展

期 間

令和元年(2019) 11月27日(水) ~ 12月1日(日)
開館 10時~閉館 17時まで(最終日 12/1 は 16時まで)

会 場

電気文化会館 東ギャラリー
名古屋市中区栄 2-2-5 TEL.052-204-1133

応募作品

絵画・書道・写真・オブジェ (陶芸含みます)

※輸送・取り扱いには十分慎重を期しますが破損しやすい作品は不可

応募資格

知的障がい・発達障がいのある方

※サポート協会保険の非会員の方も申し込めるようになりました。ただし、展示スペースに限りがありますので、応募者多数の場合は、選考して展示させていただきますのでご了承ください。

応募規定

- 絵 画：F 0号(18cm×14cm)～F 30号(72.7cm×91cm) [額に入れて下さい]
- 書 道：葉書大(10cm×14.8cm)～半切(35cm×135cm)
[裏、台紙をつけて下さい。表装可]
- 写 真：4切(25.4cm×30.5cm)～全紙(45.7cm×56cm)
組写真2枚可 [パネル貼りか額に入れて下さい]
- オブジェ：1人で運べる大きさを1m×1m以内でお願いします。

出 品 料

会員の方：1点 800円、非会員の方：1点 2,000円

※会員とは愛知県知的障害者生活サポート協会の個人会員の事です。

応募申込

- 募集期間：令和元年(2019)10月2日(水)～10月4日(金)
- 出品申込書：サポート協会とふれあいアートBOXのHPからダウンロード
出来ます。所定事項を記入の上、サンフレンドまでFAX
または郵送下さい。

応募の申し込み・受付

サンフレンド(障がい者支援施設)

担当：深津 早紀

〒485-0801 小牧市大字大山字岩次 208-3

TEL.0568-47-1181 FAX:0568-47-1182



ご注意：本展に過去3回以上入選されている方は応募できませんが、希望があれば、招待展示をさせていただきます。

あいち障害者フライングディスク競技大会 に参加しましょう！！

2019年12月8日(日)ドルフィンズアリーナ(愛知県体育館)

今年も、あいち障害者フライングディスク競技大会が開催されます。いつも楽しんでいるフライングディスクをドルフィンズアリーナの会場で、みんなで競技に参加して楽しい一日を過ごしましょう！
このページ下の参加申込書に必要項目をご記入の上、名古屋手をつなぐ育成会事務局まで、FAXでお申し込みください。

1. 期日 2019年12月8日(日)
2. 会場 ドルフィンズアリーナ(愛知県体育館)
3. 競技規則 日本障害者フライングディスク連盟及び全国障害者スポーツ大会競技規則
あいち障害者フライングディスク競技大会競技規則
4. 競技内容 1種類をお選びください
 - アキュラシー【年齢別(障がい種別、男女別はしない)】…10投してゴールを通過した回数を記録
・ディスリート・セブン(7m) ・ディスリート・ファイブ(5m)
 - ディスタンス【年齢別、男女別、立位投法、座位投法別(障がい種別はしない)】…飛距離を測定し記録
・メンズ・スタンディング(男子立位) ・レディース・スタンディング(女子立位)
・メンズ・シットング(男子座位) ・レディース・シットング(女子座位)
5. 日程(予定) 午前9時30分 受付
午前10時15分 オープニングセレモニー・競技開始
午後4時 閉会
6. 参加資格 年齢12才(2019年4月1日現在)障がい児・者、障がいの種別・程度は問いません。
7. 参加費 競技参加者 1人 1200円(大会当日受付で納入してください)
8. 申し込み方法および申し込み期限
下の申込書で『名古屋手をつなぐ育成会事務局』あて FAXでお申し込みください。
2019年9月23日(月)必着(名古屋手をつなぐ育成会として団体申込をします。)
9. その他 ・競技用ディスクは用意されています。 ・スポーツ傷害保険に加入します。



競技大会及び競技内容についてのお問い合わせ先

あいち障害者フライングディスク協会
〒462-0833 名古屋市北区水切町5丁目72番地の2
FAX 052-991-1727 <お問い合わせは E-mailかFAXでおねがいします>
E-mail: info@afad.aichi.jp ホームページ: <http://afad.aichi.jp/>

2019年 あいちフライングディスク競技大会 参加申込書

参加者氏名 _____ 男性 ・ 女性 _____ 年齢 _____ 歳

競技内容 <アキュラシー> ・ディスリート・セブン(7m) ・ディスリート・ファイブ(5m)

<ディスタンス> ・立って投げる ・いすに座って投げる

申込先 社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会 事務局 FAX 052-671-6214

名古屋手をつなぐ育成会生活支援センター相談事業のご案内

☆育成会相談室 悩みご相談のある方ご利用ください。電話相談もしくはお電話の上ご来館ください。

生活支援センター長 山崎 梅治		
曜日	相談受付内容	担当者
月曜日	生活等相談	武藤 真理子
火曜日	成年後見・権利擁護の相談、生活等相談	永田 さよ子
水曜日	就労生活相談、生活等相談	綱木 みどり
木曜日	生活等相談	木崎 真理子
第1・4・5金曜日	幼児期・学齢期の相談、生活等相談	山口 美佳
第2・3金曜日	幼児期・学齢期の相談、生活等相談	濱田 智恵実
巡回相談	成年後見・権利擁護の相談、生活等相談	永田 尚子

※旧優生保護法に関する相談も受付けています。

社会福祉法人名古屋手をつなぐ育成会 事務局

〒456-0031 名古屋市熱田区神宮四丁目4番5号

Tel(052)671-6211 (代) Fax(052)671-6214

☆中川区障害者基幹相談支援センター お気軽にのぞいてみてください。(市内どこからのご相談も受けれます。)開設日・時間 月～金曜日 第2・4土曜日(9時～19時)

〒454-0869 名古屋市中川区荒子一丁目141-1 奥村マンション1階

Tel(052)354-4521 (直) Fax(052)354-2201

中川区障害者基幹相談支援センターでは月1回 講師の方をお招きし『フラダンス講座』を開催しております。月1回の練習ですが、参加されている方々と本当に楽しい時間を過ごしています。先日名古屋学院大学名古屋キャンパスたいほうで行われた「GO福祉 in the west」にて発表しました。参加された方々の中には普段利用されている日中活動の事業所の支援者の方を観客の中に見つけてもらうことを嬉しそうにされていた方も見えます。皆さん、普段の練習よりも素敵な笑顔で踊って見えました。次回は小本フェスティバルにて発表する予定です。興味のある方はぜひ見に来てください。

行って見て聞いて

Information

講座名：愛知県地域生活定着支援センター10周年記念シンポジウム

日時：2019年9月7日(土) 9:30～17:00

内容：安全安心なまちづくりをいかに進めるか

講師等：愛知県知事 大村 秀章氏 津田塾大学客員教授 村木 厚子氏
名古屋高等検察庁検事長 林 眞琴氏 他

会場：東別院ホール

参加費：無料 お問い合わせ：愛知県地域生活定着支援センター 052-253-6031

ふれあい教室(9月)

8日(日) フライングディスク 北区

8日(日) フライングディスク 瑞穂区

各区・各会

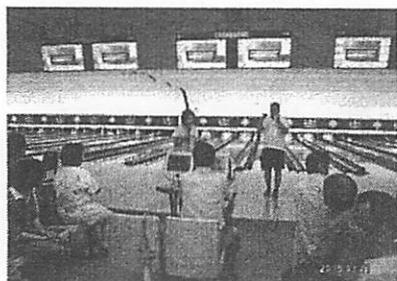
中村区手をつなぐ育成会

ふれあい教室 ボウリング大会を行いました。

7月21日(日)稲沢グランドボウルにてボウリング大会を行いました。7月は毎年ボウリング大会なので皆とても楽しみにしていました。

名古屋太閤ライオンズクラブ様には毎年参加して頂いております。今年も会長さん始め4人の方々に参加して頂きました。ボランティアサークル「たんぽぽ」のお兄さん達も参加して合計24名での熱い熱い戦いが午前10時より始まりました。今年は調子が悪いと言いながら投げている人や予想外の方が良いスコアを出してびっくりしたりでの熱戦が繰り広げられました。ライオンズの皆さんもボウリングの好きな方々が参加されておられるので全体で2番のスコアの方もいらっしゃいました。昼食のあとは表彰式を行いました。会員とボランティアの部に分けました。ライオンズさんはボランティアの部に入って頂きました。優勝は会員さん1名ボラの部1名、準優勝は会員さん1名、とび賞2名、ブービー賞2名、計7名での受賞者でした。皆さんとても嬉しそうに賞品をもらっていました。残りの方達には参加賞を渡しました。保護者の方々も見学ということで8名参加されそれぞれ自分の子供達にアドバイスや声援を送っていました。あっという間の5時間余りでしたが1日楽しく過ごすことが出来ました。

中村区支部 竹森千鶴子



第4土曜日は外食の日！

サポートbeing緑親

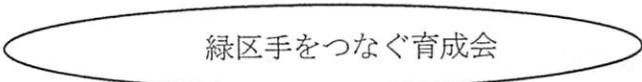
サポートbeing緑親では今年度より第4土曜日に外食に出掛ける事になりました。前年度までは全員で外出する事が難しく、グループ活動として毎月ローテーションで外出活動を実施してきました。今では10人乗りのハイエースを使用できるようになり、ドライブを兼ねたみんなで行く外食が可能となりました。

行きたい場所や食べたい物等、利用者さんの希望を受け止めていきたいと思っております。

7月27日(土)グループかつどうでスパゲティを食べにいきました。お母さんと一緒にいっしょにようと思いました。今度の外食がたのしみです。
梶野徳子




 本人参加のページ



 緑区手をつなぐ育成会

総合防災訓練に参加しました！

さくねん がつ にち にちよう みどりく とがさしょうがっこう みどりくそうごうぼうさいくねん さんか き
 昨年の9月2日(日曜)に、緑区の戸笠小学校で緑区総合防災訓練に参加して来ました。この

ようえんごしや む くねん せつてい ひなんじょ うけつけ じぶん
 日は、要援護者向けの訓練が設定されていて、避難所の受付で自分のことをエントリーするシ

ミュレーションと、段ボールベッドを組み立てて、寝てみる体験に参加できました！また

ひがしにほんだいしんさい ひなんじょ しゃしん み ひなんじょ す
 東日本大震災のときの避難所の写真を見ながら、避難所ではどのように過ごすのかというお

はなし き うけつけ じぶん せつめい むす
 話も聞くことができました。受付で自分を説明することは、なかなか難しいことでしたが、

いっしょうけんめい だん ね だいいけん
 みなさん、一生懸命にアピールできました。そして、段ボールベッドに寝てみるという体験



だん ね
 も、段ボールがこんなにガッチリとして、寝れると

はっけん あんしんかん だいたく
 いう発見と安心感を体得することができました。

くねん じっさい で だいいけん つ かさ
 訓練に実際に çık かけて、体験を積み重ねることこそ

ほんばん ちから おも ことし がつ
 が、本番への力になると思います！！今年は、9月

にち あいばらしょうがっこう さんか だいいけん おも
 1日に相原小学校で参加して、体験してこようと思

います！！

例会のお知らせ

	9月	10月
支部活動対策部	○防災訓練に参加して 1日(日) なごや市民総ぐるみ 3日(火) 防災について	1日(火) 区長要望検討&情報交換(次年度へ) 24日(木) 知的・発達障害者擬似体験研修参加
そだつ・はたらく部会	夏期ティー&トーク協力	事業所の見学 予定
くらす・こうれい部会	11日(水) 施設見学 豊明福祉会	9日(水) 健康体操 大西直美先生による健康体操
まもる部会	お休み	24日(木) 知的・発達障害者擬似体験研修参加
支援プロジェクト	お休み	24日(木) 知的・発達障害者擬似体験研修参加
会長会	19日(木)	17日(木)
広報啓発委員会	原稿締切 6日(金)	原稿締切 4日(金)
会報編集	編集会議 10日(火)	編集会議 8日(火)
	編集・校正 12日(木)	編集・校正 10日(木)

表紙について

「レインボーカタツムリ」 雨あがり にじ色のカタツムリに会いたいな(クレヨン)

— 中川区手をつなぐ育成会 山田 凌(りょう)さん —

◎ 一般寄附

長澤 理様

7月計

50,000円

7月*名古屋手をつなぐ育成会事業・行事

9日(火)・会員研修「これって差別？」

於3階ホール

21日(日)・福祉青年教室

*名古屋手をつなぐ育成会会議等

2日(火)・支部活動対策部 於第1会議室

4日(木)・第238回業務運営連絡会 於第1会議室

・権利擁護委員会・研修委員会

学習部会合同部会 於第1会議室

5日(金)・広報・啓発委員会 於第1会議室

9日(火)・会員研修 於3階ホール

・広報・啓発委員会 於第1会議室

11日(木)・広報・啓発委員会 於第1会議室

12日(金)・広報・啓発委員会 於第1会議室

18日(木)・7月期会長会 於3階ホール

23日(火)・愛のフェスティバル模擬店部 於第1会議室

・GH世話人会議 於2階食堂

24日(水)・センター長・管理者会議 於第1会議室

・くらす・こうれい部会 於第1会議室

25日(木)・権利擁護委員会・研修委員会

学習部会合同部会 於第1会議室

*各区・各会行事

7日(日)・港区育成会 「きらきらきらりのみんなで学ぼうさい」にいこう

於小碓コミュニティセンター

・千種区育成会 青年学級 カラオケ

於カラオケJOY JOY

11日(木)・千種区育成会 幼児部コアラの会

於乗西寺

・さわらび園 心身障害児の母親研修会

於あさみどり会館内研修室

14日(日)・港区育成会 サマー社会見学

「セントレアツアーに行こう」

於セントレア中部国際空港

・千種区育成会 千種区手をつなぐ育成会創立60周年記念事業

於ホテルルブラ王山

古川常務理事出席

・北区育成会 Aブロック地域交流会
ボウリング&パーティー

於星が丘ボウル

・昭和区育成会 手をつなごう花の会
クラフト作り (こけ玉)

於鶴舞公園名古屋緑化センター

15日(月)・北区育成会 交流会Cグループ

カラオケ交流会

於ジャパンレンタカー大曾根

20日(土)・名東区育成会 鳴子踊り ひまわりの風

於ひまわりの風

20日(土)・30日(火)

・天白区育成会 サマースクール

於ホワイトエンジェル

21日(日)・西区育成会 成人部カラオケ

於ジャンカラ大曾根駅前店

23日(火)・中村区育成会 月例会&保護者懇親会

於木曾路畑江通店

24日(水)・守山区育成会 会員交流会

於KOPILA

28日(日)・昭和区育成会 青年教室 社会見学

於名古屋港水族館

*他団体関連事業・行事

7日(日)・全国障害者スポーツ大会説明会

於名古屋市障害者スポーツセンター

稲垣理事出席

9日(火)・令和元年度社会福祉法人指導監査説明会
(集団指導)

於伏見ライフプラザ5階鯉城ホール

竹内事務主任出席

12日(金)・第1回名古屋市障害者施策推進協議会

於名古屋市役所

永田副理事長出席

23日(火)・令和元年度第1回高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画部会

於名古屋市役所

永田副理事長出席

この印刷物は

共同募金の配分を受けて
作成したものです

